

# 妙高市分別収集計画 (第10期)

令和4年6月

新潟県妙高市

－ 目 次 －

1	計画策定の意義	1
2	基本的方向	1
3	計画期間	1
4	対象品目	1
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み (法第8条第2項第1号)	2
6	容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)	2
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の 収集に係る分別の区分(法第8条第2項第3号)	3
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び 容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の 見込み(法第8条第2項第4号)	4
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び 容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の 見込みの算定方法	5
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項(法第8条第2項第5号)	5
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項(法第8条第2項第6号)	6
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	6

## 1 計画策定の意義

妙高市一般廃棄物処理基本計画では、「美しい自然環境と人が共生する資源循環のまち」を将来像に掲げ、できる限り環境に負荷をかけずに、美しい自然環境と人が共生しながら、持続的な発展を続けるまちの実現を目指しています。

この将来像の実現のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄という社会経済活動やライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要があります。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要です。

本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）第8条に基づいて一般廃棄物の大宗を占める容器包装廃棄物を分別収集し、及び容器包装廃棄物の3R（リデュース・リユース・リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業所・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにし、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものです。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の3Rを推進することによって、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、温室効果ガスの削減、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものであります。

## 2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示します。

- ・市民・事業者・行政の協働
- ・「もったいない」の心の醸成による『3R』の推進
- ・安全・安心で効率的なごみ処理体制の整備と適正管理
- ・食品ロス削減の推進

## 3 計画期間

本計画の計画期間は令和5年4月を始期とする5年間とし、令和7年度に見直します。

## 4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とします。

## 5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

(法第8条第2項第1号)

	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
容器包装廃棄物	1,242t	1,220t	1,198t	1,176t	1,156t

## 6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実施します。

### (1) ごみ発生・排出抑制の推進

- ①市民・事業者・行政の協働によるごみ減量の取り組みの推進
  - ・市民・事業者・行政がお互いに情報交換ができる場の充実を図る
  - ・地域が主体となって行われる集積所の管理や適切な分別・排出方法の指導等の取り組みを推進する
- ②ごみ減量に向けた情報提供・啓発活動の推進
  - ・ごみ減量・リサイクル地域説明会並びにスマートフォンアプリやSNSなどを活用し、わかりやすい啓発活動に努める
- ③脱プラスチックに向けた生活スタイルへの転換
  - ・マイバッグ・マイボトルの持参奨励、簡易包装品や量り売り商品の購入を働きかけるなど、化石燃料を原料とするプラスチックに依存しない生活スタイルへの転換を推進する
- ④環境教育の充実
  - ・みどりの環境学習、出前講座や食育と連携したごみ減量と資源化のための環境教育の充実を図る

### (2) 再利用・再生利用の促進

- ①リユースの啓発普及の推進
  - ・不用品登録バンク制度やごみ処理施設における再使用品の引き取り制度などの取り組みを広く周知する
- ②リサイクルの輪の推進
  - ・公共施設やごみ処理施設における拠点回収の充実を図る
  - ・販売店等における店頭回収の定着・拡大を図り、身近な場所での回収を推進する
- ③事業系ごみの減量と資源化の促進
  - ・排出者責任に基づく、家庭系ごみと同様の分別排出を徹底することで、事業系ごみの減量と資源化を促進する

(3) 環境低負荷で効率的なごみ処理の推進

①効率的な収集運搬・適正処理の推進

- ・収集区分・排出方法・回収日について、排出量の変化や資源物収集の見直し等により、合理化と効率化を図る

(4) 食品ロスの削減に対する普及啓発の推進

①消費者、事業者等に対する知識の普及啓発等

- ・人や社会、環境に配慮した消費行動である「エシカル消費」を促進する

## 7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定めます。

また、市民の協力度、妙高市が有する収集機材、選別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は、下表右欄のとおりとします。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	あき缶
主としてガラス製の容器（無色、茶色、その他の色区別なし）	あきビン
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	飲料用紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主としてポリエチレンテレフタレート製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	その他プラスチック製容器包装

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み  
(法第8条第2項第4号)

	5年度		6年度		7年度		8年度		9年度	
主としてスチール製の容器	31 t		30 t		29 t		29 t		29 t	
主としてアルミ製の容器	36 t		35 t		34 t		33 t		32 t	
主としてガラス製の容器	(合計) 238 t		(合計) 234 t		(合計) 230 t		(合計) 226 t		(合計) 222 t	
	(引渡)量 t	(独自処理)量 238 t	(引渡)量 t	(独自処理)量 234 t	(引渡)量 t	(独自処理)量 230 t	(引渡)量 t	(独自処理)量 226 t	(引渡)量 t	(独自処理)量 222 t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	3 t		3 t		3 t		3 t		3 t	
主として段ボール製の容器	533 t		524 t		515 t		506 t		497 t	
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 101 t		(合計) 99 t		(合計) 97 t		(合計) 95 t		(合計) 93 t	
	(引渡)量 t	(独自処理)量 101 t	(引渡)量 t	(独自処理)量 99 t	(引渡)量 t	(独自処理)量 97 t	(引渡)量 t	(独自処理)量 95 t	(引渡)量 t	(独自処理)量 93 t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 210 t		(合計) 206 t		(合計) 202 t		(合計) 199 t		(合計) 196 t	
	(引渡)量 210 t	(独自処理)量 t	(引渡)量 206 t	(独自処理)量 t	(引渡)量 202 t	(独自処理)量 t	(引渡)量 199 t	(独自処理)量 t	(引渡)量 196 t	(独自処理)量 t

## 9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み算定方法

算定方法は、下記のとおりです。

直前年度（令和3年度）の分別基準適合物等の収集実績×人口変動率

人口変動率は、過去5年間の人口推移による人口予測を勘案し、次のとおり設定しました。

5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
29,876人 (対前年度比) △1.7%	29,368人 (対前年度比) △1.7%	28,869人 (対前年度比) △1.7%	28,378人 (対前年度比) △1.7%	27,896人 (対前年度比) △1.7%

## 10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項

(法第8条第2項第5号)

容器包装廃棄物の分別収集は完全実施していることから、現行の収集体制とするが、排出量の変化など必要に応じて、見直しを実施します。

### 分別収集の実施主体

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
あき缶	スチール製容器	あき缶	委託業者による定期収集	市(選別→保管)
	アルミ製容器		委託業者による定期収集	市(選別→保管)
あきビン	ガラス製容器(無色、茶色、その他の色区別なし)	あきビン	委託業者による定期収集	民間業者委託
紙類	飲料用紙製容器	飲料用紙パック	委託業者による定期収集	民間業者委託
	段ボール	段ボール	委託業者による定期収集	民間業者委託
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	委託業者による定期収集	民間業者委託
			スーパー等の店頭での拠点回収	民間業者
	その他のプラスチック製容器包装	その他プラスチック製容器包装	委託業者による定期収集	民間業者委託

## 11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項

(法第8条第2項第6号)

あき缶については、「あらい再資源センター」で選別・圧縮・保管していますが、施設設備の老朽化、拠点回収施設としての資源物搬入量に対応した施設の改良及び修繕を行い、施設設備の延命化を図ります。

その他の容器包装廃棄物については、当面、民間業者に処理を委託します。

## 12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

### (1) 進行管理の実施

計画的なごみの減量及び適正処理を推進するため、市民・事業者・市が一体となったごみの発生抑制・減量の取り組み状況について検証し、施策及び事業の検討を行い、着実な推進を図ります。

### (2) ごみ減量及び適正処理に関する情報管理・提供

ごみの発生抑制・資源化の推進、適正かつ効率的な収集運搬・処理の推進、清掃事業経費の抑制を推進するため、また、減量施策実施による効果把握のため、関連情報の収集、把握に努め、検証を行います。

また、ごみの発生抑制及び資源化の推進に係る情報等については、市広報紙やホームページ等を通して提供したり、地区及び団体における学習会等において説明するとともに、事業効率化のための意見交換などを行い、事業に反映していくものとします。

### (3) 関係機関及び近隣市との連携

法令改正、国・県における廃棄物行政及び資源循環計画等について、情報収集を行い、適時適切な廃棄物の処理、減量・資源化事業を実施します。

また、近隣市との情報交換及び連携強化により、効率的・合理的なごみの分別・収集・運搬・処理、施設の運営・整備の調整を実施するなど、事業に反映していくものとします。